

法人名 医療法人社団綾和会

医療法人番号

所在地 静岡県浜松市南区白羽町26番地

損 益 計 算 書

(自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		11,046,930
2 事業費用		
(1) 事業費	10,396,413	
(2) 本部費	178,719	10,575,133
本来業務事業利益		471,797
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		152,275
2 事業費用		156,111
附帯業務事業損失		-3,836
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		467,960
II 事業外収益		
受取利息	139	
その他の事業外収益	286,604	286,744
III 事業外費用		
支払利息	68,391	
その他の事業外費用	101,731	170,122
経常利益		584,582
IV 特別利益		
前期損益修正益	64,400	64,400
V 特別損失		
固定資産除却損	9,010	
控除消費税額	49,049	58,060
税引前当期純利益		590,922
法人税・住民税及び事業税		311
法人税等調整額		41,195
当期純利益		549,415

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当なし

2 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産
最終仕入原価法による原価法を採用しています。

(2) 有価証券
その他の有価証券については、決算日末日の市場価格に基づく時価法を採用しています。
評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年1月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
なお主な耐用年数は以下の通りです。
建物：3年～39年
建物附属設備：3年～18年
構築物：10年～60年
医療用機械備品：2年～15年
その他の器械備品：2年～20年
車両及び船舶：5年～6年

(2) 無形固定資産
定額法を採用しています。

4 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当該会計年度に負担すべき額を計上しております。

(2) 退職給付引当金
退職金積立を外部拠出していない従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当該事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
なお、退職給付債務の見込額は、簡便法（退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

（会計方針の変更）

消費税及び地方消費税の会計処理につきましては、従来税抜方式によっておりましたが、当該事業年度より税込方式に変更しております。
この変更による貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

該当なし

7 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金に関する事項

該当なし

8 担保に供されている資産に関する事項

以下の資産を借入金の担保に供しています。

資産種類	令和3年5月31日計上額
建物及び建物附属設備	6,504,212
土地	1,943,991
合計	8,448,204

担保に対応する債務は以下の通りです。

債務の種類	令和3年5月31日計上額
短期借入金	522,944
長期借入金	7,888,769
合計	8,411,713

9 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

該当なし

(2) 個人である関係事業者

取引条件及び取引条件の決定方針等

該当なし

10 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

11 重要な後発事象に関する事項

該当なし

1 2 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 繰延税金資産の発生原因別内訳

賞与引当金否認	146,509
減価償却超過額	16,512
その他有価証券評価損	3,294
退職給付引当金否認	506
税務上の繰越欠損金	756,056
その他	3,255
小計	926,134
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-710,411
将来減算一時差異等の会計に係る評価性引当額	-21,621
評価性引当額小計	-732,032
繰延税金資産	194,102

税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額は、翌期の欠損金の使用可能見積額を超過する部分について計上しております。

翌期の欠損金の使用可能見積額は、本会計年度における経常損益に、臨時的なものを加減調整したものを基準としております。